

教育委員会定例会事項書

令和8年1月15日(木)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 横 山 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

公開

4 議 題

議案第 47 号 三重県教育職員免許状再授与審査会委員の任命について

非公開

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和7年12月23日（火）

開 会 9時30分

閉 会 11時01分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 富樫委員

4 採択議案の件名

議案第33号 県立高等学校の募集停止について

議案第34号 専決処分の承認について（令和7年度三重県一般会計補正予算（第5号）
（教育委員会関係）について）

議案第35号 専決処分の承認について（令和7年度三重県一般会計補正予算（第6号）
（教育委員会関係）について）

議案第36号 専決処分の承認について（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）

議案第37号 専決処分の承認について（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係））

議案第38号 専決処分の承認について（公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案）

議案第39号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第40号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第41号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第42号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第43号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第44号 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第45号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第46号 職員の懲戒処分について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和7年度三重県優秀選手・指導者表彰について

- 7 その他会議において必要と認めた事項
該当なし

請願 7

新たな職「主務教諭」を新設しないことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和8年1月15日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 7	令和 7 年 1 1 月 4 日	(件名) 新たな職「主務教諭」を新設しないこととを求める請願書 (要旨) 教員の職務と給与制度の見直しにあたり、「主務教諭」を新設しないというご判断をしていただきたい。	みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 鍋谷 善史 三重県津市寿町 7 - 5 0	本請願は不採択としたい。 令和 7 年 9 月 2 6 日付けで、文部科学省から発出された通知「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」において、主務教諭は、任意に設置できる職であり、その設置については、各教育委員会において適切に判断されるものであるとされています。 本請願については、参考意見として受け止めつつ、同通知における内容に留意しながら、他府県の状況、成果と課題をふまえ、当県における主務教諭の設置の是非について検討していくことから、不採択としたい。

2025年11月3日

三重県教育委員会
教育長 福永 和伸 様

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 鍋矢 善史
住所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)
電話 (059)223-2615(みえ労連)

新たな職「主務教諭」を新設しないことを求める請願書

1 請願の要旨

本年の給特法改正によって新設可能となった、新たな職「主務教諭」は、教育現場の実情および教員の勤務環境を著しく損なうおそれがあります。当該職は一見、職務の中核を担う中堅教員を適切に評価・処遇する仕組みのように見えますが、実際には次のような重大な問題点を内包しています。そこで、貴教育委員会におかれましては、教員の職務と給与制度の見直しにあたり、「主務教諭」を新設しないというご判断をしていただきたいと思います。

2 請願の理由

新たな職「主務教諭」には次のような重大な問題を内包するため、新設すべきではありません。

(1) 職務権限・責任範囲の曖昧さによる職場秩序の混乱

児童生徒への即応的な対応が求められる学校現場は、トップダウン的な命令系統ではなく、水平的な協働体制(いわゆる鍋蓋型組織)が機能的です。しかし主務教諭は、法令や条例において明確な職務権限が定義されておらず、実質的に「権限なき中間管理職」となるおそれがあります。

教員間に新たな上下関係を生じさせることは、職場の分断・ハラスメント・責任転嫁を引き起こす危険を伴います。また、すでに主務教諭を設置している他自治体では、「主務教諭が主任を兼ねない一方、教諭が主任を務める」など、職務体系上の矛盾が報告されており、職名と実務の不整合が顕著です。

(2) 超過勤務抑制義務の形骸化

主務教諭に過度の責任を負わせることで、時間外在校等時間の法定上限が形骸化するおそれがあります。権限や人員を伴わないまま責任だけを強化する制度設計は、働き方改革の趣旨に反し、過労や業務過多の固定化を助長します。

(3) 生涯賃金格差の拡大

主務教諭を先行導入した自治体では、主務教諭に昇任しない教員との間に生涯賃金で格差が生じることが報告されています。その背景には、主務教諭となってようやく現在の教諭の給与水準になり、教諭は現在よりも基本給が1~3万円程度下がった上で、昇給の頭打ちありという運用がされているという事情があります。昇任機会が限定的な制度設計のもとでは、教員の間に経済的・心理的分断を生み、教育の質にも悪影響を及ぼします。

(4) 任命・評価過程の不透明さ

主務教諭の任命・評価基準が明示されないことで、管理職による恣意的な人事運用が可能となる懸念があります。その結果、自由な意見表明や教育的提言が抑制されるなど、健全な職場風土を損なうおそれがあります。

* * *

新たな職「主務教諭」の新設に伴う問題はすでに報道などでも紹介されているところです。主務教諭が導入されれば、教員たちの間で次のような様々な不満が起きることが予想されます。

「どうして自分たち教諭の方が、主務教諭よりも大変な仕事をやらされているのか」
「なぜ自分たち教諭は給料がまともに上がっていかないのか。主務教諭は給料が高くてずるい」
「主務教諭ばかりがいい思いをしている」
「主務教諭が事情をよくわかっていない事にでもあれやこれや言ってきて迷惑だ」
「主務教諭は高い給料をもらっているんだから当然だと言わんばかりに、管理職どころか教諭からも、次から次へと仕事をやるように求められる。やってられない」

これらの思いは当事者からしたらもってもおかしくないものです。学校は教員たちの協力協働のもと、チームとして指導に関わっていくからこそ、子どもたちを良くしていくことができます。しかし、教員たちが職場内の他教員に対し、このような不満を抱けば、子どものために協力協働していくことが難しくなっていき、子どもたちにも不利益が及びかねません。

現在教職離れが進み、本来配置されるべき教員数が確保されないという問題が全国的に起きており、これは三重県も例外ではありません。教職離れの大きな原因が教員の過度な働き方をはじめとする処遇の問題にあると考えられます。主務教諭の導入に伴う問題は SNS などでもすでに広まっていますが、このような情報に敏感で、過度な働き方を避ける傾向のある若年層は特に教職を避けると思われます。仮に教員になろうと思っていただけたとしても、主務教諭など問題のあるものを導入していない自治体で教員になろうと考えるのが自然です。また、年代に関わらず、現職教員たちが「もう、やってられない」と離職するケースが増えていると聞きます。主務教諭の新設によって教員たちがさらに不満を強めれば、「現職教員の教職離れ」まで加速しかねません。そうなれば、子どもたちの教育を受ける権利の保障がますます難しくなってきます。

主務教諭の新設は誰にとっても好ましい影響をもたらさないものであると考えます。つきましては、三重県において主務教諭が新設されることがないよう、お願いいたします。